

農業経営改善資金利子補給金

概要

『旭川市農業農村振興条例』に基づく利子補給です。
融資機関に利子補給金を交付することで、農業者等の金利負担の軽減を図っています。

対象者

市内の農業協同組合

対象事業／対象経費

融資機関が貸付けた当該
資金で、市が利子補給を承
認したもの

補助率（上限など）

補給利率は毎年度見直し
（条例施行規則を改正）

その他

融資を受ける農業者向けの説明がHPにあります。
(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/504/p005469.html>)